

令和5年

第2回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和5年2月27日 午後1時30分から
場所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番	安池雅美	9番	鈴木洋有
2番	青木貞治	10番	吉川正
3番	二宮賢一	11番	添田政夫
5番	古正輝子	12番	加藤正和
6番	平原則子	13番	柳田孝
7番	竹内欣也	15番	近藤剛司
8番	石井雅浩	16番	戸塚昭雄

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西方敬 吉川京男 柏木博 松本常男

5 出席した書記

事務局長 山口信彦
書記 藤野陽平、久保田徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和5年第2回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、3番二宮賢一委員と5番古正輝子委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第4号1番「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は議案書1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第4号1番を朗読・説明》

書記 議案第4号1番の内容につきましては、譲受人の所有する資材置場等の敷地が当該農地により分断されており、効率的な利用ができないため、農地を購入して転用し通路として利用するものです。

なお、2月14日に西久保地区担当の二宮委員及び事務局2名が現地確認を行なっています。

議長 議案第4号1番につきましては現地調査をお願いした西久保地区担当の二宮委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番委員（二宮） 3番の二宮です。議案第4号1番の農地について、2月14日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、幅2m程の狭隘な農道状態となっており耕作に不向きな状況です。所有

者は県外の非農家で、隣接事業者に譲渡・転用することで土地の有効活用が図られると考えられます。

なお、通路に転用することによる周辺農地への影響もないと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、土地の有効活用が図られ、周辺農地に影響はないとのことでした。

それでは、議案第4号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 譲受人の資材置場に置かれている物は何ですか。

書記 仮置きしている産業廃棄物です。最終的には分別して処分場へ搬出します。

委員 農地法第5条第1項の規定による許可申請ということですが、これは第1項の第何号に該当するのでしょうか。

書記 農地法第5条第1項において、所有権移転を伴う農地転用は、知事の許可を受けなければならないことが規定されており、ただし書きにより列記された第1号から第8号までにおいては例外について規定されています。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第4号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第4号1番は原案とおりに決定いたしました。

なお、出された意見については取りまとめて農業委員会の意見として県への意見書に記載します。

議長 次に議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題に供します。

なお、1番と2番は同一世帯の案件なので一括審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案書2ページから3ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の2ページと3ページをご覧ください。

《議案第5号1番と2番を朗読》

書記 本議案は、平塚税務署からの確認依頼に基づき、相続税の納税猶予に係る免除を確定するためにすべての特例農地が適正に耕作されているか最終確認をするもので、いわゆる「納税猶予の明けの確認」と言われるものです。

なお、当該農地について、馬場地区担当の吉川委員及び事務局で2月14日に現地確認を実施した結果、すべての農地が適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした馬場地区担当の吉川委員から説明をお願いいたします。

10番委員（吉川） 10番吉川です。議案第5号1番と2番の農地について、2月14日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は丘陵部のミカン畑、谷戸部の路地畑、自宅敷地内の果樹畑で、すべての農地が適正に管理されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、確認事項を満たしているとのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第5号1番と2番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第5号1番と2番について、原案とおり決定しました。

以上で議案第5号を終わります。

なお、本議案の決定事項は平塚税務署に報告します。

議長 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書4ページの5件でございます。

事務局 《報告第1号1番から5番を朗読》

書記 報告第1号1番から5番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から5番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書5ページと6ページの6件でございます。場所につきましては、総会資料の4ページから9ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番から6番を朗読》

書記 報告第2号1番から6番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から6番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和5年第2回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後1時55分)